

平成 29 年 6 月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成 29 年 6 月 22 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町 632 番地 長浜市役所 5 階）

3. 出席者

教育長	北川貢造
委員	井関真弓（教育長職務代理者）
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	七里源正
委員	西前智子

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	改田文洋
次長	横尾博邦
教育改革推進室長	土田康巳
教育指導課長	清水伊佐雄
すこやか教育推進課長	宮川尚久
すこやか教育推進課担当課長	大田久衛
幼児課長	堀浩次
教育センター所長	二矢清孝
学校給食室長兼長浜学校給食センター所長	金森和善
教育総務課長代理	今井健剛
教育総務課主査	大石文哉

6. 傍聴者

9 人

II. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

5 月定例会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 請願審議

日程第 5 議案審議

日程第 6 協議・報告事項

日程第 7 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

教育長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

井関委員、西前委員

3. 会議録の承認

5 月定例会

特に指摘事項はなく、5 月定例会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：本日は 2 点報告します。1 点目は、学校訪問です。5 月 8 日から 6 月 23 日までに 40 の小・中学校を訪問する予定で、これまでに 37 校の訪問が終わりました。どの学校も、職員、児童、生徒ともに、新しい体制の中で、所定の教育目標、方針や教育計画に則って、順調に教育活動が展開されています。当然のことですが、人事、教育活動、児童の実態につきましても、大きな問題はな
いと確認いたしました。

本市においても、団塊の世代の教員が退職していく中で、新規採用の教員が多く赴任してきています。30 代前後の若手教員の力はどうかということ、観点の 1 つとして学校訪問をいたしています。これは事務局職員の一致した意見ですが、若手の教員が確実に力をつけていると確認しました。管理職が、授業のイロハのイ、例えば、字は大きく、正確に、真っすぐ書くこと、算数・数学では、必ず定規を使うことなど、徹底して指導していただいていると思います。ノート指導にもしっかりと目を通して見られる姿が見られました。そういう点では、この若い教員が、ベテラン教員の後を継いでいただければと思います。

学校経営の面では、いずれの学校でも、40 代を中心とする中堅の教員が少な

くなっているとともに、特に小学校においては、教員の8割が女性の教員となっています。与えられた人材でいかに高いレベルの教育を展開していくかという観点で経営をお願いしたいと話をしてまいりましたが、随分浸透したと思っています。

2点目に、長浜子ども劇場がオープンしました。井関委員が会長となって、長浜子ども劇場推進会議が組織されています。教育委員会のみならず、市民協働部、生涯学習、文化、スポーツが一体になって、長浜市の子どもたちの文化環境を充実させていきたいという意図で、長浜に子ども専用の劇場を作ろうと、3年前から先進地を訪問するなどしてきましたが、今年6月18日、びわのリュートプラザを拠点とする長浜子ども劇場がオープンいたしました。今回は人形劇を中心に、人形劇フェスタを開催しており、大阪、京都、岡山、福井から全国的にも評価されている4つの人形劇団に来ていただきました。また、人形劇、読み聞かせやパネルシアター等を、学校や地域で20年にわたって活動されている団体も参加しておられ、朝の10時から夕方4時近くまで、多様な文化活動を展開されました。まだ歩くことのできない小さな子どもから中学生まで、たくさんのおもたちや保護者も参加していただきました。オープニングは大成功だと考えています。

前にも申し上げましたが、長浜市の小学生はスポーツ少年団に約2,000人が加入しており、スポーツ活動は盛んですけれども、文化活動は合唱団が2団体、20~30名程度しかおらず、中学校でも部活の8割は運動部です。そういう中で、地域での子どもたちの文化活動の場所を設定し、全国から様々な文化活動の団体に来ていただいて鑑賞するということを目標としていますが、その第一歩はしっかりと踏み出せたと思います。

今年は、冬のフェスタを予定していただいておりますが、来年からは、できれば2か月に1回程度の頻度で、リュートプラザで催しが出来ればと考えています。例えば、浅井中学校とびわ中学校の吹奏楽が午前中の2時間演奏会をし、午後は、長浜学舎の園児たちが合唱と和太鼓の演奏をするなどの活動を展開していけると良いと考えています。

報告は以上です。

5. 請願審議

請願第1号 2018年度使用小学校道徳教科書の採択に関する請願書について

標記の請願について審議が行われた。質疑応答は以下のとおり

西橋委員：平成17年だったと思いますが、県が採用決定した教科書について、様々な方面からクレームがついて、翌年に取り消しになったという事件があり、滋賀県でかなり反響を呼びました。

2年前に長浜市でも小学校教科書の採択がありました。そのときに、事務局から、教科書採択の方法が変わったと説明を受けました。今までは採択協議会で

決定された教科書に対して、米原市と長浜市の教育委員会が協議して採用を最終決定するという方法で行われてきたのですが、旧法第 13 条第 4 項では、採択協議会で協議された教科書をもう一度教育委員会で協議して採択するという事になっていましたが、新しい法律では、採択協議会で協議された教科書は教育委員会の協議を要せず、これを採択しなければならないことになったという説明がありました。これは当時の議事録にも載っています。今回、この道徳の教科書を採択するに当たって、この方針は変わりませんか。

教育指導課長：教科書の採択につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置法に示されており、採択の権限は教育委員会にあると示されていますので、教育委員会で最終的に決をとることがこの法令に準ずるということで確認しておきたいと思います。

西橋委員：そうすると、当時の説明に間違いがあったということですね。

教育指導課長：採択は、法令に従って粛々と行っています。

西橋委員：それで結構です。

教育長：教育長の認識もそうです。

西橋委員：最終的には、米原市と長浜市の教育委員会がそれぞれ最終決定をするということですね。

教育指導課長：はい。

西橋委員：今回は、採択に関する情報公開について申立てがありました。教育委員会の回答に対して不服申し立てがあり、それを長浜市の情報公開審査会で決定されたのに従って行動されたと思います。

教育指導課長：その通りです。

西橋委員：今回情報開示請求があった場合も、この情報公開審査会が出した方針に基づいて対処されるのが良いのではないかと思います。

教育指導課長：情報公開は確かに行うということが示されています。ただし、情報公開は、教育委員会で採択した後で行うことと審査会においても示されていますので、情報は採択を教育委員会で決定した後に開示すると認識しています。

西橋委員：採択前は、確かに出版社の営利活動が発生する恐れがありますので、情報を公開するのは適当でないが、採択後は情報公開に応じるべしという答申であったと思います。

教育指導課長：はい、その通りです。

教育長：この請願に関連して、教育委員会事務局ではこれをどのように認識をしているか、ここでご報告申し上げます。

教育指導課長：これまで文部科学省からあった教科書採択に係る法令、通知等において、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において、公正かつ適正な採択を行う必要があると示されています。教科書採択の権限を有する本市教育委員会においては、静ひつな環境を確保する円滑な採択事務を進めること、中立、公正、適正を確

保すること、外部からの働きかけに左右されないことの観点から、外部からの意見、考えを取り入れることは適切ではないと考えています。情報公開につきましても、一連の事務が正式に終わって確定された後に行うという認識です。

審議の後に採決が行われたが、賛成なしであったことから、請願を不採択とすることに決定した。

6. 議案審議

議案第 21 号 長浜市立学校等の設置及び廃止について

教育長は事務局に説明を求め、教育改革推進室長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり同意された。

議案第 22 号 学校運営協議会委員の任命について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり同意された。

7. 協議・報告事項

(1) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について、幼児課長から資料に基づき説明があった。

(2) 平成 29 年度教育委員会事務評価委員会について、教育総務課長代理から資料に基づき説明があった。

(3) 平成 29 年長浜市議会第 2 回定例会質問答弁要旨について、委員から質問があった。質疑応答は以下のとおり

川口委員：以前から A L T は少しずつ人数を減らしていくという意向をお伺いしていましたが、その数字が具体的になりまして、ショックを受けている状況です。A L T は、各校に配置されるようになってほぼ 30 年、大変長い時間が経っています。特に、中学生は外国人とともに英語の授業を学び、楽しみ、生きた英語を学んでいくということに大分慣れて、生徒自身も喜んでいるように思いますし、また長浜では小学校から外国人と触れ合う機会も多くて、すばらしい英語教育が実践されていると、私は感じておりました。

A L T には一長一短がありまして、積極的に聞く、話すという目標を十分に達成してくれますし、外国語のリズムや発声を直に聞くことができます。さらに、異国の文化を学ぶことができるということは大きな特徴であると思います。

対して、予算が膨大になること、一般職員との勤務の時間の折り合わせがつきにくいこと、また、週の勤務時間も大変少ないということで、デメリットも結構

あるというのはよくわかっています。

ただ、子どもたちのこれからを考えますと、現在、特に来年からは、全国的に小学校3・4年生から英語が授業に取り入れられますし、自治体によって違うかと思いますが、外国人を大いに活用していこうという風潮もある中、今回の長浜市の決定はその流れに逆行しているのではないかと感じています。

中学校13校に12名が配置されていたという状況もございましたので、ALTの数が少なくなっていくということについて、子どもたちはどう思っているのか、今までALTとともに英語を教えていた教員は。現場の先生はどのように考えているのか、現場の意見もいろいろ酌みながらこういう流れになってきているのかということも含めて伺います。

教育指導課長：委員ご指摘のように、ALTの成果は非常に大きいところですが、成果と課題に鑑みて今後を見通した結果として、決してALTを全員なくしてしまうというスタンスではございません。ALTのよさを残しつつ、学級担任の英語力を伸ばし、ALTから日本人講師に変えていくことによって、子どものつまずきをいち早く捉えて指導できるというところでメリットが得られるのではないかと認識しています。

中学校の教員は非常にすばらしい英語力を持っており、授業中オールイングリッシュで指導されている場面も多く見えています。そのような考えから、ALTのよさを残しつつ、子どものつまずき、子どもの伸び、そして新学習指導要領、話す・聞く・読む・書くに対応できる体制づくりをしていきたいと考えています。

川口委員：中学校では英語をフルに授業で活用するということは以前から言われていることですが、今回は指導要領に明記されており、やはりALTの力が大きくなると思います。今まで中学校教員がALTとともに授業をしながら学んできたことは大きかったと思いますが、それが少なくなっていくことになりますと、条件が全く違います。また、小学校ではALTから日本人のJTEに変えていき、担任が独自で指導できるようにしていくということになると、以前のような、黒板とチョークだけの指導になっていくのではないかと危惧しています。

幾ら英語の教師といえども、普段の生活で英語を使っていることはまずありませんし、子どもたちも同じだと思います。日常的に英語に触れる機会をたくさんつくってあげることで英語が使えるようになるということを考えますと、もう少し検討していただきたいと思います。特に学校の反応はどうか。

教育指導課長：学校現場におきましては、小学校では学級担任が中心になって授業を展開するというスタンスで、あくまでもALTはアシスタントであり、担任もそういう認識でございます。

滋賀県の教員採用試験においても、2次試験の中で模擬授業が取り入れられてくると予定されていることですので、小学校の現場は、英語教諭たちが主体になっていくという認識です。

川口委員：大学の入試制度も、英語の教科はTOEICやTOEFLなどの民間試験に移行していくということも出ていますし、教育長が最後に答弁しておられるように、今後改革を進めていく中で、課題があったら改めて考えていくとおっしゃっておられましたので、ALTを除くことによって子どもたちの英語力や授業に対する意欲等がどう変わっていくかということをよく検証していただきたいと思いますし、私どもも特に気をつけていきたいと思います。

七里委員：確かに、昔は英語の教員でも英語を十分に話せないということが現実にはありました。時代が変わって、若い教員はかなり英語が堪能になってきているとは思いますが、ALTに替わるかどうかということについては懸念があります。ただ、このことについては、一旦経過を見てみるしかないと思います。しばらくはこの方針で進めてみて、何年後かに検証することが大事だと思います。

井関委員：以前お聞きしたかもしれませんが、ALTがこれまでいろいろと考えてやっておられたことを、今度はJTEが行うということですが、JTEは、今までできなかった部分をより補い、英語をより一層効果的に指導できるプログラムをそれぞれの学校に提供するというものですが、どのような方が今おられて、今後どのような方を対象に人材を確保されていく予定でしょうか。

教育指導課長：英語が堪能であるということはもちろんですが、教育的な視点で子どもをつまづきを見取り、具体的にアドバイスができるということが強みだと考えています。JTEは日本人ですので、自分が英語を習得する過程において自身の経験として苦労を感じていますので、自分の経験を生かしながら子どもたちに関わっていけるということが大きいと思います。また、ALT、外国籍の方であれば当然英語は上手だけれども、身近にいる日本人の教員もこんなに英語が話せるのだということを知ることが出来ますので、そのような条件を満たす教員をJTEに採用するとともに、本年度から配属している外国人の英語指導主事が各学校を回りまして、具体的に指示、指導していくという形をとっています。

横尾次長：今年度は5名を任用していますが、教員の免許を持っていること、教育的な経験があること、英語力があること、海外等赴任、留学等の経験があることなど、教育と英語の両面で力のある方を選考しています。

人材確保がこれからの課題ですが、昨年度に引き続き、近隣の京都、大阪の外国語系の大学とパイプも広げていきつつ、地域の中で英語にかかわる様々な取組をされている団体や私的な塾からも連携していかなければならないと考えています。やはりJTEに切り替えていくとなると、人材が大きなポイントになってくるのは十分理解していますので、どんどん進めていきたいと考えています。

西前委員：子どもと家で話をすることが多いのですが、ALTの生まれ育った国の話などを聞いたりするということも楽しく思っているようです。今回ALTが減っていくということが残念に思いました。英語が楽しいと答えている生徒

が8割を超えるということも、ALTの力が大きかったのではないかと思います。

その分、JTEや担任の先生が見ていただくということですが、担任の負担が増えていくように思います。負担が増えると、そのしわ寄せが子どもに行くように思いますので、担任が授業をしやすいように支援していただきたいと思います。

横尾次長：JTEの配置は、教員の負担をある意味で軽減する意味でも有利だと考えています。小学校の教員にとっては、ALTとのやりとりは、非常に負担も大きかったですが、JTEであれば日本語で双方のコミュニケーションがとりやすくなりますので、授業前の打ち合わせもスムーズにまいますし、今日もJTEの授業がありました。スムーズに担任とやりとりができており、非常にリズムのいい授業ができていました。ただ、委員ご指摘のとおり、授業数も増えてまいますので、全体的にバランスがとれるように配慮はしなければならぬと思っています。

西前委員：JTE5名というのは、適正な配置でしょうか。

横尾次長：現状は段階的な配置ですので、今後ALTとの間で総合的なバランスをとっていきたくと思っています。

教育長：文科省では、小学校英語は担任が行うものとしていますが、小学校教員の多くは英語の免許を持っていませんので、現段階では非常に困難です。そこで、日本人の英語教師を講師に入れて、担任の力を上げていこうというものです。小学校の英語授業を見ましても、この10年間で担任の力は非常に上がっていることは間違いありません。

中学校でも同様です。学校訪問して見学した中でも、今年新任で入ったある教員の英語授業はオールイングリッシュでした。ALTも入っておられましたが、ほとんど日本語を使っていませんでした。ああいう英語を、中学校では意識的にも展開していかなければいけないと思います。

ALTは教育者ではありませんので、このあたりは日本人の教師のほうがすぐれている部分もありますが、今は移行の過渡期にあり、こういう施策をとっているのですけれど、先ほど川口委員がおっしゃったように、施策を検証しながら、一番良い指導体制について考えていきたいと思っています。

西橋委員：新学習指導要領で、「聞く・話す・読む・書く」の4領域のバランスをとるよう指導されていますが、これは大変なことだと思います。今まで、英語に親しむという範囲でALTとか学級担任が聞いたり話したりする形で英語を教えていたと思いますが、ここへ読む・書くが入ってきたら、英語が好きだという子どもは全体の5割以下になると思います。そこを指導していかないといけないということで、担任の負担は大変になるだろうと推察します。

中学校1年生で初めて英語を学ぶことになりましたが、私の経験から言っても、1学期は英語に興味や関心を持っていた生徒が、書き取りが入ってくると極端に減りました。その辺りがこれから大きな課題だと思います。小学校の担任にとっ

ても、今まで中学校の教師がなし得なかったことをしていかなければならないわけで、これは大変なことです。その辺りを十分に考えていただき、新しい方策を決めていただきたいと思います。

教育指導課長：ご指摘ありがとうございます。今のところ、小学校の段階では、自分の名前を英語で書いたり、または授業の中で色のスペルをなぞって遊んでみたりなど、ゲーム的なものを取り入れながら英語やローマ字に触れるという形で書くことに関わっています。今後も、ご指摘の課題についても気をつけて展開を進めていきたいと思っています。

教育長：英語教育をどう進めていくかということは重大なことだと認識しています。

8. その他

(1) 学校プールの一般開放に関する教育委員会事務局の方針について、教育総務課長代理から説明があった。

(2) 日本学生支援機構奨学金の平均的貸与額及び本年度採用職員のうち貸付を利用した者の数について、幼児課長から説明があった。

(3) 川口委員から、スクールガードの登録率について意見があった。

川口委員：議会答弁に関する協議に関連して、スクールガードの登録率が 32.7%と出ていましたが、基準を 25%と置く水準は市独自のものですか。

すこやか教育推進課長：大人 1 名につき 4 人の子どもを見ていただくことが適当であると考えて、市独自の水準に設定しています。

川口委員：全国的にはどの程度ですか。

すこやか教育推進課長：全国的な数値は把握していませんが、県内は 30%程度になります。

川口委員：長浜市には 800 人から 900 人の子どもが通っている学校もありますので、25%といっても大変大きな人数となりますね。もう 1 点ですが、登録率 9%というところがあるということですが、どのような事情があるのかうかがえますか。

すこやか教育推進課長：申し訳ありませんが、このことについて説明は差し控えさせていただきます。

川口委員：わかりました。もう一つ、市としては 25%を目標にしておられますので、目標に届くように学校に指導しているのか、また、自治会やまちづくり協議会のような団体、学校運営協議会という大きな組織もございしますが、そちらに協力を要請しておられますか。

すこやか教育推進課長：地域づくり協議会、地区連合自治会や学校区域の自治会の会合の機会を捉え、学校に同席して、この事業の趣旨を説明させていただき、

登録者増にご協力いただきたいというお願いを以前からしています。

川口委員：学校だけではどうにもできない現状もありましょうし、地域の団体に特に力を入れていただきたいと思います。最近は、どの学校も登下校時に旗を持ったスクールガードの方がついておられ安心していただけますので、全ての地域で25%の目標を達成できるようになれば良いと考えています。

(4) 西橋委員から、子どもを取り巻く情報環境について意見があった。

西橋委員：先日ですが、更生保護女性会の役員と保護司の役員 16 名で、ある小学校の校長の話を聞く機会がありました。丁寧に学校の教育方針等をお話しいただきましたが、最後に苦慮しておられることとして、インターネットに犯罪を助長する動画が多く存在しており、子どもたちに少なくない影響が出ていることを伺いました。自宅で検索してみましたが、たしかにそのような動画がたくさん公開されていました。こういうことが、私たちの知らないところで子どもの世界で行われていると知って愕然としましたが、以前は子どもにスマホを持たせないという指導をしていましたが、今は正しい使い方を指導するという方法に向いていると思います。その辺りを委員会としてはどう捉えておられますか。

教育指導課長：委員ご指摘のインターネット関係につきましては、非常に事務局としても危惧し、危険性を感じているところです。

長浜市ではSNSの中学生会議を開催しており、各学校においても、講師を呼んでSNSの危険性を具体的に示すなどの指導を積極的にしていただいているところです。

また、県PTAも市PTAも、SNS対策として、学校だけではなく地域、保護者でどのような対策をして子どもたちを守るかという点で、便利さと危険性を子どもたちに指導していくことが重要であり、今後も継続していく必要があると認識しています。

西橋委員：私が現職のころは、県教委の方針として、学校へ携帯電話を持ってこないように指導するということがありました。当時は、そういう方針をとっている自治体は全国的に少なかったと思いますが、現在は、県教委はこの問題に対してどのような見解をしていますか。

教育指導課長：県教委が具体的にどのように認識しているかについては把握しておりませんが、長浜市としましては、基本的に勉強に関係ないものは学校に持ってこないという認識です。個別に事情がある場合には、保護者に誓約書等を出していただく場合もございますが、原則として学校に持ってこないという形で指導しています。

9. 閉会

教育長から閉会の宣言があった。